

特別養護老人ホーム 松濤  
生活相談員 白戸裕子 畑法子

## 特別養護老人ホーム松濤・俱有 特例入所基準について

---

拝啓

時下ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも一方ならぬお力添えにあずかり、誠にありがとうございます。

平成27年4月の介護保険制度の改正により、介護老人福祉施設の入所対象は、原則、要介護3以上の要介護者に限定される事となり、要介護1～2の方は特例入所の基準に該当される場合を除き、入居いただく事ができなくなりました。

当施設では、今回の改正を踏まえ新たに策定された函館市の指針に従い、入居をより必要とされる方にできるだけ速やかに入所のご案内をすることを目的とし、入居申し込みの受付を、原則、要介護3以上の方(特例入所基準に該当される場合は要介護1～2でも申込可。特例入所基準については次ページを参照)の方に限らせて頂くことに致しました。

入所順位につきましては、函館市指定介護老人福祉施設等入所判定基準に従い、優先度を決定致しますので、先着順ではない事をあらかじめご了承ください。

敬具

～特例入所申込の受付基準について～

要介護1～2の方の特例入所申込の受付につきましては、以下のア～エのいずれかに該当する必要があります。

特例入所基準に該当するかどうかにつきましては、ご本人様およびご家族様・関係機関等に詳しい状況を確認した上で函館市に報告し、市の見解を求めた後に判断をする事となります。

なお、ここで言う特例入所とは、優先的な入所をお約束するといった意味合いのものではなく、あくまでも要介護1～2の方の申し込みを例外的に受け付ける事についてあらわしたものです。あらかじめご了承ください。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。